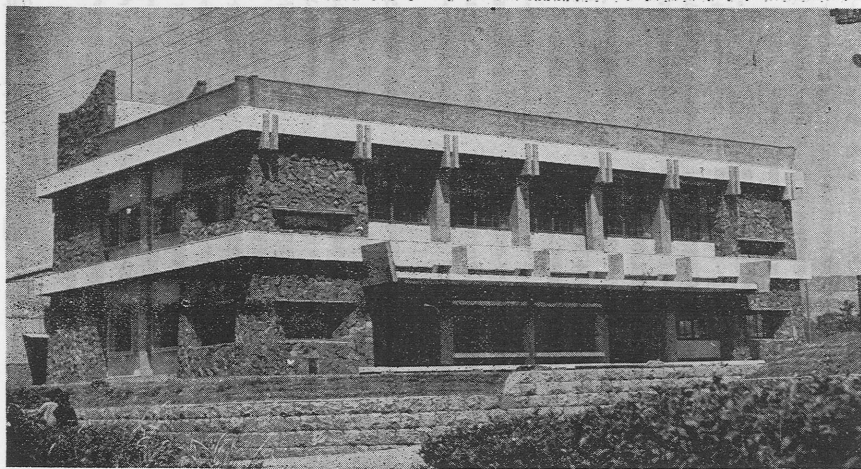


大津弘報

大津弘報

昭和四十年四月発行
毎月一回発行通巻一六九号



写真は四月四日落成式を挙げた新農協庁舎

発行所 大津町中央公民館
印刷所 吉良武夫館
編集人 大津町
印刷所 本館

第二回大津町議定会定例会開催

第二回大津町議定会定例会は三月二日午前十時より大津町議会議場に招集され本会議は選挙後初議会であり(三月号弘報に公開した)通りの役職を選任され本会期日程を諮り会期の決定、其の後本会期は特に新議員による当初予算の審議が行れる為に会期中に於て議会議員の研修会を実施して当局提案された案件について慎重に審議されて全議案二十四件について二件が修正可決、他の案件は原案通り可決決定されました。

本会期は次の通りである

会 期

十五日間(三月二日より三月十六日迄)

三月二日(火)午前十時 本会議 議場

議会構成 会期決定 議案の上提

三月四日(水)十三時 議場

(議員研修会)

三月八日(月)午前十時 本会議 議場

上提議案の提案理由説明 質疑 委員会付託、

一般質問

三月九日(火) (休会)

三月十日(水)午前九時 委員会

建設委員会(北部地区関係の場所現地調査)

経済委員会(全町内関係場所の現地調査)

三月十一日(木) 委員会

建設委員会(南部地区関係場所の現地調査)

経済委員会(付託案件審議の委員会)

三月十二日(金) 委員会

総務文教委(全町内関係場所の現地調査)

建設委員会(付託案件審議の委員会)

三月十三日(土) 委員会

総務文教委

三月十四日(日) (休会)

三月十五日(月) (休会)

三月十六日(火) 本会議 議場

議案の審議決定、陳情の取扱

本会期の会議は昭和四十七年度の予算審議の議会であり慎重に審議されて決定されましたが(三月号弘報に公開されたのを除き)次の通りである

昭和四十年年度の各会計の予算は次の通りである。

一、一般会計 二億八千四百三十三万四千円

二、水道特別会計 一千二百十万二千円

三、国民健康保健特別会計

事業勘定 六千五百二十万一千円

直診勘定 五百四十三万五千円

四、ブルドーサ特別会計 二百二十万九千円

総計三億六千九百一十八万一千円

戦没者の勲章伝達

去る三月三日町長室において、オセ、八、九回の叙勲発令者の御遺族に対し、オ三次の勲章及び勲記の伝達が行はれました。伝達された御遺族名記の通りです。

記

位勲 階級 戦没者氏名 住所 遺族氏名

旭八 上等兵 古川俊雄 仄塚 今村ナカエ

旭七 軍属 三島唯義 大林 三島八千代

旭八 上等兵 古川俊雄 仄塚 今村ナカエ

旭七 軍属 三島唯義 大林 三島八千代

旭八 一等兵 大塚安男 室町 大塚トシエ

旭七 上等兵曹 白石増雄 〃 白石二生

旭八 水兵長 大塚磨 岩坂 大塚ミズキ

〃 上等水兵 原野次雄 下町 原野秀雄

〃 二等機関兵 津幡高見 杉下 津幡武

国民健康保険のお知らせ

一、「被保険者証」の更新について

四月一日から保険証が新しいものと変わります。従つて今までのものは使用できません。

新しい保険証がお手許に届きましたならば、先づその内容をしっかりと見て下さい。そして書きこんでない人や消えていない人とか、世帯主の違つているような場合は、早速、保険証と印かんを持つて、役場の保険係までお出下さい。

なお生活保護以外の世帯で左記に該当するときは、速やかに、保険証と印かんを持つて役場の窓口係に届けて下さい。(初めての加入者は印かんだけ)

記

① 他の市町村から転入して、何れの健康保険の資格も持つていない者。

② 国民健康保険者が社会保険に加入した場合又は、社会保険の被保険者で、退職や年金によつてその資格を失つた者。社会保険では、原則として、満十八才から満五十九才までの妻以外の人は加入できません

③ 転入・転出・出生・死亡等により、国民健康保険の資格が變つてまだ届出をしてないもの或は、婚姻や分家等によつて世帯員の異動があつた場合、及び町内で住居を移動した場合。

被保険者の資格に移動があつたときは、法律の定めにより十日以内に届出することが義務づけられております。なおこれ以外に使用していた昭和三十九年度の保険証は必ず嘱託員区長に返納して下さい。

二、保険税について

昭和四十年年度の本町の保険税は、一世帯当り、前年度の六千三百円に比べて一万円と可成りの増額になります。菊池郡内では他の町村も、全員七割給付の町村はそれなりに殆んど共通した増額となつておりますが、これは左記のような事由に因るものであります。

医療費は近年上昇の一途を辿りつつあり、給付の拡大と相俟つて、保険税の税負担が年々増加の止むなきに到つております。このため全国的に赤字の被保険者が激増して、現在では「国民健康保険」の危機とまで云われております。上昇一路の医療費は結局国庫負担金や保険税にハネ返つてくる訳でありますが、その上昇について、内容的な主たる原因は次のとおりであります。

①、医師にかかる回数が多くなつたこと。

②、医療準備が高くなつたこと。
これは主として高価な新薬等の使用が増大したことや、各種栄養剤等にビタミン等の栄養剤の使用が目立つて増えてきたこと等があげられています。

③、本年一月から実施された、医療準備の九、五%引上げ。
④、四十一年一月から、被保険者全員の七割給付(診療を受けたとき、その費用の総額の七割を町の国民健康保険が支払ふ)を予定したこと。

などでありますが、保険税の積算にあつては、各年度の医療費や、被保険者が医師にかかる割合等をあらゆる角度から慎重に検討して、四十年年度の医療費総額を九千六百万円と推計し、患者が病院の窓口で支払ふ金額(一部負担金・国庫補助金等の見込額を算定の上、保険税の所要額二千八百三十五万円を算出しました。

一世帯当り一万円は、ぎりぎりの最低線でありまして納税成績の如何によつては、本町の国民健康の運営が危機に見舞はれるということも感慮されます。

保険税は国民の相互保障という意味において、他の普通税とは本質的に趣きを異にしてゐるものであることをよく御理解していただいた上、納税については格段の御協力をお願いする次第であります

XXXXXXXXXX

昭和四十年 度

大津町農林行政のあらまし

四十年 度では、農業構造改善事業の計画指定を受けるように準備を進めると共に農政面でも近代農業が要求しますところの土地及び労働の高生産が出来るような施策をと、心掛け計画致しております。

尚此の程これらの計画を中心に行いました。当初予算等に關する町議会も終了しましたので、四十年 度 当町の農林行政のあらましについて御報告しますとともに施策の執行については充分御協力下さいますようお願い致します。

記

一、普通作

① 水稻 本町農家経済の支柱であり且つ安定しているから従来通り奨励する。取量の引上げは勿論良質米の生産対策としてホーヨク種の肥培試験地を設置する。

(一)ヶ所更に経営合理化対策として管理作業等の共同作業を指導奨励する。

② 畑作の中で生産性の低い陸稲、豆類、雑穀は極端に土地及び労働生産の高い養蚕、煙草、果樹等へ移行すると共に畜産振興上の問題点となつている自給飼料を増産し畜産を通じて畑作の生産を高めるように指導する。更に災害に強く安定性の高い落花生、里芋等も併わせて奨励する。

二、畜産

本町の畜産は現在乳牛七三〇頭、和牛一、一七〇三頭、豚二、二八四頭、馬九四八頭である。いずれもその伸びは鈍化している。原因は飼料問題にある事は明白であるので引続き自給飼料対策に重点を指向すると共に防疫対策に万全を期している。更に本年度は家畜の質の向上を図る事が必須の問題であるので事業として優良家畜の導入助成を行う。

③ 助成の対象となる導入した家畜及び助成の方法

④ 乳牛 生後三十六ヶ月以内のもので保証血統登録以

上のものに限る。

⑤ 和牛 生後三十六ヶ月以内のもので本登録のものに限る。

⑥ その他の畜産奨励事業

① 飼料作品評会

② 畜産講習講話会

③ 乳牛事故防止対策事業

④ 草地改良地管理事業

三、養蚕

山麓畑作地帯の産業として異状な伸びを示している。特に最近は飼育が省力化され飼育が容易であり有利であるので前年同様奨励して行く。事業としては、

① 稚蚕共同飼育場の設置助成

② 桑園集団化助成(一畝地五ヘクタール以上とする)

③ 省力養蚕助成事業(自然土機器の購入助成)

四、果樹

落葉果樹の中で引続き栗を奨励して行く。特に本年は結果期になるものと思われるが、肥培管理については特に指導を強化する。尚栽培上の問題点として栗の生産性を考慮し一ヘクタール以上栽培するよう指導して行く事業とした。

① 新植助成(二〇アール以上のもの)

② 防除施設助成 その他の果樹類特にかんきつ類については近時かなりの植栽がなされているが、本町の立

地条件等考慮し試験研究の段階として短置して行く。

五、その他の主な事業

④ 天災融資利子補給事業(二八長雨災)

⑤ 合併新農協育成助成事業

⑥ 農業信用基金協会貸出事業

六、農業構造改善事業の推進について

四十年 度で計画指定を受けるための準備をすゝめていくが先月号で発表された通り三月中旬に農業の経営診断も完

集合徴収日程表

内牧	4月26日	午前	
外牧		午後	
錦野	4月27日	午前	
川		午後	
岩坂	4月30日	午前	
瀬田		午後	
大田	4月27日	午前	
吹田		午後	
森内	4月28日	午前	
中島		午後	
上町	4月28日	午前	
下町		午後	
高尾	4月28日	午前	
野川		午後	
真木	4月28日	午前	
杉林		午後	
上中	4月28日	午前	
御願所		午後	
片又	4月28日	午前	
下中		午後	
久保田	4月28日	午前	
中尾		午後	

四月は左記日程により集会徴収致します。

午前九時より午後三時まで

◎ 固定資産税 ◎

第一期分集会徴収日程

新年度の固定資産税才一期分の納期を迎えましたが本年も例年通りに集会徴収を実施する事に致しましたので左記の日程により全員完納される様お願いします。

了したので四月中旬地域毎の座談会を開催し農家の意思の統一を図ると共に直ちに推進態勢を強化し実施の段階へと推進するように持つて行く。

七、 林業

町有林五〇〇ヘクタールの管理と共に林道整備及び民有林の管理指導を強化する。

主なる事業

山火事から森林資源を守りましょう

最近の新聞、ラジオなどのニュースでは特に森林火災が多くなっています。時期別に山火事の多い時でありますが今年は特に気象的に異常乾燥が続くためと思えます。山火事防災へ全町民のお協力を強くお願い致します。当町の森林は、町有林五〇〇ヘクタール、国有林約五〇

〇ヘクタール、その他公有林約一、〇〇〇ヘクタール、民有林一、九〇〇ヘクタールで蓄積価格見込みは三〇億

- ①造林（四十年 二二ヘクタール）
- ②幼令林下刈事業（二六〇ヘクタール）
- ③林道新設事業（二重峠山村振興林道）
- ④年次継続事業で本年は最終年であり本年分二、五〇〇米にて全線完通、附近の森林資源開発は勿論、阿蘇との交流が容易となり本林道のもつ意義は極めて大である。
- （工事見込額五六〇万円）

円を超えると思えます。これらの森林は個々の財産であると同時に大切な国家資源でもあると思えます。気候は春めいて参りますがこれから登山や学童の遠足、又は山林作業など充分山火事に注意をしなければならぬ時期と思えます。みんなの心掛けと注意により森林を山火事から守りましょう。

自作農資金貸付要領について

農業委員会の取扱う資金の貸付けについては左の通り二種類の資金があります。

- 1 農地取得資金
- 2 自作農維持資金

一 農地取得資金

1 目的 農業経営の規模を拡大することによつて自立経営農家の育成と農業経営の改修のために貸出される資金であります。

2 貸付条件

貸付限度額一戸当八十万円、利率年三分五厘 償還期間二十五年(設置期間三年を含む。)

3 その他

この資金の対象となる田畑の売買が農地法にてらして適性であり且つ所有権移転について農地法第三条による知事の許可のあったものでなければならぬ。(最近二年以内のもの)

二 自作農維持資金

1 目的

農地改革によつて創設された自作農の経営の「維持安定」を目的として貸出させる資金であります。(この資金は次の事項 3 のイロハニ以外の原因については資金の対象となりません)

2 貸付条件

貸付限度額一戸三十万円(但し前借借入している場合は合算されます)

利率年五分〇厘償還期間二十年(設置期間三年を含む。)

3 資金の種類

イ 相続資金 新民法の均分相続による農地の零細化を防止することを目的で他の共同相続人の相続分たる農地を譲受けたり又放棄して貰うために必

要な資金

ロ 疾病負傷による資金

医療費に充当する資金で費用の内訳の医療費は保険給付により支払れる額を除いた自己負担のみが対象となります故医師の支払明細書が必要とする
ハ 災害資金 風水害、震動、大火等天災に起因して災害を受けた農家が経営に支障を来したしその再建するに必要な資金

ニ 負債整理

この資金は前項のイロハを借入の原因として負債及農地を購入するに当り生じた負債のみが本資金の対象となります故借借証書の写が必要とする。

この資金を借入しようとする場合農業経営を再建しようとする意思と方策的に表面する農業経営安定計画書を知事に提出しなければなりません。

(この計画書策定に当り夫々資金の種類に従つて参考資料の添付を必要します。)

尚当委員会は次の計画により資金の借入申込を受理しますので借入希望者は委員会まで申込まれるようお願いいたします。

記

第一回 四月一日から五月十日まで

第二回 六月一日から九月十日まで

昭和四十年度は県の受付が十月末日締切りになりますので早目に申出下さい。なお詳細については農業委員会事務局にお問い合わせ下さい。

社会福祉協議会寄附金

三月二日 一〇〇〇〇円 内収 古庄厚助より

「父辰蔵殿の香典返しとして」

三日 五〇〇〇円 中学通 古谷金吾殿より

亡母ヤスエ殿の香典返しとして

十九日 一五〇〇〇円 上鶴町 荒木幸朗 荒木

時弥殿より亡父一殿の香典返しとして

二十日 三〇〇〇〇円 中町 武田治男殿より

亡母トカ殿の香典返しとして

二十三日 五〇〇〇円 矢護川 西岡正弘殿より

亡父勝蔵殿の香典返しとして

四月から「町営水道給水使用料金」値上げ

ので水道財政の健全を図るため左記の通り三月定例議会
の承認を得て値上げをしたのでお知らせします。

当大津町の給水使用料金は、従来県下でも他に類がな
い低料金で、これに比して近年材料費、維持管理費、
人件費等の高騰に伴い、水道財政が極めて窮乏になつた

○上水道

一、専用給水栓(一ヶ月につき次の区分による)

用途別	料金		超過料金 一トンにつき	摘	要
	基本	超過			
二般用	一〇トンまで	二四〇円	二五円	一般家庭、官公署、学校、病院、料理、飲食店、 一軒家、娯楽場、理容業、鮮魚店等で工業用に属し ないもの	
工業用	五〇トン迄	八五〇円	一七円	各種製造及び工業の中二般用に属しないもので 一ヶ月以上五〇トン以上使用見込みのもの	
浴場娯楽用	一〇〇トン迄	一、七〇〇円	一七円	一般公衆浴場に使用のもの	
娯楽用	一トンにつき	一〇〇円		噴水、滝、池泉、庭園等	
臨時用	五〇トン迄	八五〇円	一七円	建設工事場、仮設演芸場等	

二、共用水栓(一戸一ヶ月つき)

基本	超過料金	摘	要
水	二〇〇円	二〇〇円	近日中にメーター器を取付ける予定であるが、各共用管毎に 代理人選定届を提出していただき、それ以後は、告知書の発 送及び料金の納入は代理人名義となる。

六、私設消火栓の防火演習使用料

種別	料金	摘	要
口栓	三〇〇円	一 一栓一回につき使用 時間二十分以内	
五〇口径	六〇〇円	二 町の立合を要す	

三、一般家専用放任給水

基本料金一戸五人迄一ヶ月につき 二四〇円
超過人員割一人増す毎に 三〇円
超過検閲一検増す毎に 五〇円

四、共用家専用放任給水

基本料金一戸五人迄一ヶ月につき 二〇〇円
超過料金一人増す毎に 三〇円
メーター器貸付使用料一ヶ月につき次の区分)

口	口径	料金	口	口径	料金
一三	一三	四〇円	一三	一三	二〇〇円
二〇	二〇	五〇円	二〇	二〇	三〇〇円
二五	二五	七〇円	二五	二五	四〇〇円
三〇	三〇	八〇円	三〇	三〇	五〇〇円
四〇	四〇	九〇円	四〇	四〇	五〇〇円

○杉水地区簡易水道

基本料金一戸五人迄 一月につき 二二〇円
超過人員割一人増す毎に 二〇円
超過検閲一検増す毎に 二〇円

この外のことについては、大津町上水道使用条例に拠る
○伊勢、前原地区簡易水道

基本料金一戸五人迄一ヶ月につき 一五〇円
超過人員割一人増す毎に 二〇円
超過検閲一増増す毎に 二〇円

(この外のことについては大津町上水道使用条例に拠る)
○何れも昭和四十年四月一日より施行されました

春先きの防犯

交通事故・暴力犯に注意して下さい

大津警察署では三月二十六日から四月十五日まで二十一日間次の運動を実施しております

○少年の非行防止

○暴力事犯(小暴力事案も含む)予防

○交通事故防止

○盗犯の予防

以上四点を重点目標として春先防犯運動を実施しております

いうまでもなく防犯運動は警察と皆さんが力を合せてこそその効果があるものでありますから皆さんも次のことを協力下さい

○少年の非行防止

春は、学生生徒にとって進学卒業、就職等で生活環境の転換期として最も注意を要する時期で家庭の境遇を異にする者同志の集団行動が多くなりますので子供さんの行動には十分注意して下さい

又未成年者に酒や煙草を売つたりのませないで下さい

○暴力事犯(小暴力事案も含む)予防

県民の日常生活をおびやかしたり行楽期其の他に於て飲酒の上著しくいやがらせをしたりして迷惑をあたえ

あたたかい愛の献血

両親のいない十五才のふしあわせな中村幸子さんは死んでしまつた。

熊本附属病院病棟の一室には町長さん校長先生をはじめ十数人の人達がつめかけていたが死期の迫つた苦しい思づかいで幸子さんは精一杯皆さんお世話になりました」の言葉を残して眠つていつた。とき三月十二日午後七時三十五分である。

幸子さんが原因不明の悪性腫瘍で熊本病院に入院したの

るようなことがありましたら服装人相等をよく見てすぐ届出下さい

○交通(人身)事故の防止

花見のため飲食する機会も多いと思いますが飲酒運転や無免許運転は場合によつては逮捕されることもありまのでぜひしないして下さい

事故を起しますと本人は勿論家族の方々までが不幸になります

又四月十日から新入学児童が通学しますので運転手の方や家族の方々も十分注意して一人の事故者もないように御互に注意して下さい

○盗犯の予防

○夜寝る時は戸締りを忘れないこと

○家を留守するときは戸締りを忘れないで隣近所によく頼んでから出かけるようにして下さい

○盗難の被害にかゝつた場合は現場はそのまゝにしておく

緊急電話 一一〇番

一般電話 一七九番 四七〇番

に連絡して下さい

は中学校の運動会も過ぎた十月下旬であつたが田生先生はじめ看護婦さんの手厚い看護と担任の坂本先生はじめ級友の心かなる激励で一時は快方に向つたもの、二月下旬には再び悪化し病状もと臍肉腫とい最も恐ろしい不治の病氣であることを知らされた。

此の間町長さんをはじめ母子会など多数の人達からも幸子さんの快復を祈つて見舞いは続けられていたが日毎のの保存血による輸血も既に充分その効果を發揮できず医

部の要請によつて鮮血による輸血を必要とするまでになつてしました。このことが町長さんに伝えられたのは三月八日のことである。

町では日本赤十字より献血車(しるはと号)が来町し三月五日には役場職員や婦人会など四十三名が献血した。先でしかも幸子さんの血液は数少ないO型であるし、困つているところにもいち早くこの話を聞いて錦野の人達や熊本市在住の、みも知らない人々から輸血の申込みがあつた。役場の関係者はこの人達を救ひの神とばかりよろこんだ。そして早速血液型検査名簿をたよりにO型の人達が九日から毎日一人二〇〇ccつたづけ合いの愛の献血が続けられたのである。

自分の血を人にやるといふことは気持ちのよいものではない、困つた人をすくおうといふあたかい助け合いの精神と勇気がいる、しかも現在入院して輸血を続けている

私達の町や部落の人達がたくさんいる。そして又、自分分が輸血を受けねばならぬから分らない。

献血運動は今全国に拡まつている。

私達は助け合いの精神と勇気をもつて困つている人ひいては自分自身のため献血運動に参加しましょう。

最後に此の度の献血に御協力下さつた皆様方から心からお礼申し上げます。

- | | | | |
|----|--------|-----|---------|
| 錦野 | 中村幸子さん | 錦野 | 平野ミサオさん |
| 田中 | 倫さん | 東 | 延生さん |
| 宮前 | 俊さん | 熊本市 | 木村俊雄さん |
| 仲町 | 武藤武雄さん | 大津中 | 川崎先生 |
| | | 学 | 西本先生 |
| | | 山川 | 先生 |

生存者金鶏勳章の会(勳和会)生る

金鶏勳章授受者の会が出来ました。大津町に在住している者で生存者として金鶏勳章を授受している者でその会を作りました。

名づけて「大津町勳和会」と称します。昨年三月二十六日附で管内の区長さんを通じて生存者として授受した者を調査しその整理を怠めるために勳和会と名づけて五月十五日発会式を挙げました。勿論終戦と共にその制度は廃止になつていま当りその名譽は永遠なものであると思ひます。発会式当日町長さんも来賓としてお出で戴き有り難い御謝辞を頂戴しました。その一節に「戦時であつて死か生かの瀬戸際にあつて抜群の功を立てられたる様方は平時にあつても町のためひいては国のためにその本

記

分を尽されている方である。人間中々当り勝つことが出来るものではないのに、今後共町の発展のためよろしくたのみます。」と、以上の様な辭を戴き一層意を強くしました。発会式後一年が経ちます。大津町をきつかけに他の都市でも発会式が挙げられたところもあります。政府に於ても生存者金鶏勳章賜金の法案も運動もせずに既に七回提案されたる由なるも期限間際で審議未了で現在に至つています。

昨年調査したとき回答遅れ等があり発会式までに確定な調査が出来兼ねたる節もあり、その届出が出来なかつた方は居られませんか。若し居られましたら左記様式で届出下さいませ。

事変又は戦争の名称	功記番号	功級	陸海軍の別	元階級	年令	住 所	氏 名

届先 役場総務課 又は片又区長 村山 青 苑

所得税がまた安くなります

昭和四十年も、国税の増徴が実施されますが、まづ所得税の改正点をお知らせします。

○基礎控除、配偶者控除が、それぞれ十三万、十二万円に引上げられます。

○扶養控除は十三才未満五万円、十三才以上六万円。

○控除対象配偶者がいない場合のオ一人目八万円となる。

○給与所得控除の定額が三万円に、また定額控除後の収入金額については、五十万円まで二十%の控除率が適用され控除限度額が十五万円となる。

○青色申告書の専従者控除限度額が二十才以上十八万円、二十才未満十五万円となる。

○白色申告者専従者の控除は十二万円となる。

○医療費控除限度額が三十万円に引上げられる。

◆確定申告は訂正でできます

所得税確定申告書を出されたあとで、申告もれの所得などのあることに気付かれたら税務署に相談して、早速「修正確定申告書」を出しましょう。

また税金の納めすぎのような場合は、「更正の請求書」を四月十五日までに出しましょう。

◆中食時間が変わります

四月一日から当署の中食時間が、他官公署と同じよう
に午後〇時から同一時までの一時間となります。

消防団の組織が変わりました

昭和四十年四月一日から、消防庁が定める消防力の基準に従って大津町消防団の組織が別表のとおり変更しました。このため、今迄は二十八個分団八〇七名でありましたが此度の再編成により八個分団六三〇名となり本部にポンプ自動車を購入することにりました。町を守る消防団に、尚一層の御協力御支援をお願いします。

大津町消防団区域

第一分団 内牧、外牧、錦野、烏子川、瀬田、大林、

- | | |
|------|---------------------|
| 第二分団 | 吹田 |
| 第三分団 | 岩坂、森、上陣内、中島 |
| 第四分団 | 中陣内、下陣内、町、下町 |
| 第五分団 | 新小屋、高尾野、引水 |
| 第六分団 | 室第六、第七、オ八区、匠家、新村 |
| 第七分団 | 古城、米山、飯宿、多々良、宮本、御所原 |
| 第八分団 | 馬場、上猿渡、下猿渡 |

上中、下中、

真木、片又、

御願所、護東開拓

小林、今村、

杉水上、杉水

下、上原、瀬場

附記 分団組織区域名は属

託員設置規定第三条の

「区域名をいう

階級別	分団別	団長	副団長	分団長	副分団長	部長	班長	団員	計	備考
本部	一	二	一	二	一	二	一	一〇	一〇	一三
第一分団	一	二	一	二	一	二	一	一〇	一一	一五
第二分団	一	二	一	二	一	二	一	九	九	〇
第三分団	一	二	一	二	一	二	一	八	八	七
第四分団	一	二	一	二	一	二	一	七	七	五
第五分団	一	二	一	二	一	二	一	六	六	一
第六分団	一	二	一	二	一	二	一	五	五	二
第七分団	一	二	一	二	一	二	一	四	四	五
第八分団	一	二	一	二	一	二	一	三	三	四
合計	一	二	一	二	一	二	一	六	六	三〇

室簡易郵便局が業務を開始しました

室地区の皆さんの利益のために誕生した郵便局が三月三十一日から仕事を始めました。

取扱事務の内容は左記のとおりですからお知らせいたします。

せいん御利用下さいませ。

一、郵便

(一)国内のみにおいて発着する郵便物の引受けに関する事務(但し左に掲げる郵除)

- 1) 市内特別郵便物
- 2) 料金別納郵便物
- 3) 料金後納郵便物
- 4) 内容証明郵便物

(二)留置郵便物及代金引換郵便物の交付事務

(三)郵便切手額及印紙の売さばき事務

二、郵便貯金

通常郵便貯金定期郵便貯金及定期郵便貯金に関する

事務(但し左に掲げる事務はしません)

1) 室簡易郵便局以外の貯便局で取扱った貯金で現在高の確証を受けていなもの即時払いによる払いもどはしません

2) 通常貯金の団体取扱及び定期貯金の団体預入に関する事務はしません

3) 室簡易郵便局以外の郵便局で取扱った定期貯金のすえ置期間内における払いもどし事務はしません

4) 割増金附定期貯金の支払事務はしません

三、郵便為替

普通為替及び定期小為替に関する事務

四、郵便振替貯金

通常払込みに関する事務

五、簡易生命保険の契約申込事務

六、郵便年金の契約申込事務

▼県議会及び県関係機関の住居表示が変更になりました▲

このことについて昭和四十年四月一日から左記の通り住居表示の変更が行なわれましたのでお知らせします。

名 称	新 住 所	旧 住 所
熊本県庁	熊本市桜町三番十号	熊本市行幸町十九
熊本県議会議事局	右 同	右 同
熊本県中央保健所	熊本市桜町三番四十一号	右 同
熊本県農協事務所	熊本市安政町三番二十三号	熊本市水道町一
熊本県税務講習所	〃 〃 〃 三番七号	〃 〃 〃 三
熊本県学政事務所	〃 〃 〃 三番十九号	〃 安口桶通町四十二
熊本県福祉会館	〃 手取本町八番三号	〃 手取本町二十四
熊本県産業館	〃 花畑町十二番三十一号	〃 花畑町八十八
(四十、四、一から貿易物産館)		
熊本県児童相談所	〃 南千反畑町三番二十二号	〃 南千反畑町三十三
熊本県衛生研究所	〃 〃 〃 四番三号	右 同
海外移住事業団熊本県事務所	〃 上通町二番二十二号	

老人ホームを

慰問された方々

一、二月二十七日 大津高校三年一組代表福田勝也
慰問金金一封

一、二月二十八日 大津高校三年四組代表西せい子
金田きぬ子慰問慰問品菓子多数

一、三月三日 大津町女子青年団宇野昭代、園村恵美子
、笹原昭子、山中美智代、春田和子、松水桃代
、江藤博子、松本千香子、林けさ子、岩水春代
慰問慰問品万十多数

一、三月四日 本渡市老人ホーム職員二名施設視察

一、三月八日 瀬田老人クラブ老人十三名慰問慰問品モ
チ多数

一、三月十日 大津町室大塚茂生慰問慰問品苗木

一、三月十一日大津町南部忍慰問慰問品雑草多数

一、三月十二日 熊本市リデルライト老人ホーム職員三
名施設視察

一、三月十二日 早稲田大学第一商学部代表門多勉外四
名慰問書語

一、三月十三日 大津町陣内幼稚園児職員一同慰問園
児の劇物り

一、三月十四日 旭志農協婦人会代表部長上野みわ子外
一〇名慰問慰問品タマゴ多数、演芸。

一、三月二十日 大津農高二年女子慰問慰問品枕カバー
五十五枚、三色スミレ、金仙花、水仙多数

一、三月二十日 大津町矢護川老人会代表山隈午喜外二
十四名慰問慰問金一封

大津善意銀行預託

「現金口座」 大津高等学校一年二組代表者藤林良一殿
から学期末に際し学級費の余剰金一、五八五円
を困っている人達に預託された。



▼……………町民のすべてが気
持ちよい生活をいとむ為には
私達の日常生活をおして
家庭はもちろん地域ぐるみの
環境衛生活動が必要です。

今年も春季清掃作業の実施期間がまいります。

今年こそ伝染病が発生しないよう次の点に注意して四月
二十二日の清掃の日を中心に月末までには必ず住居内外
の春の大そじを実施しましょう。

1. タタミの目元消毒と屋内清掃の徹底
 2. 床下にDDT又はBHG粉剤の散布
 3. 越冬害虫駆除及び発生源除去
 4. 下水溝及び排水溝のみぞさらえ
 5. ネズミの一斉駆除と便所周囲の殺虫剤散布
- 尚公民館など部落の集集場も春秋二回は必ず大清掃をし
ましょう

▼……………町の中心部は清掃法による特別清掃地域の指
定を受けていますが豚糞の影響もあつて指定地域内でも
着豚が見受けられます。この地域内で動物を飼育する
ときは法律の定めによつて動物の種類によつては保健所
を通じ異知事の許可を受けねば飼育することができません。

又飼育に当つては畜舎等の構造設備の基準が設けられて
おり環境衛生上近隣に迷惑をかけるよう定められています。
次に該当する動物を飼育している人は保健所で許
可の手続きをおこない設備を完全にして他人に迷惑を
かけないよう注意しましょう。(このことについての御相談
は役場衛生係又は保健所へ)

牛 一頭以上 馬 一頭以上 豚 一頭以上 山羊 四頭以上
ひつじ 四頭以上 犬 十頭以上 鶏 百羽以上

▼……………大津幼稚園には二月の節分に長年に亘り毎年
豆まき用として落花生をたくさん本田忠男さん(落花生
商)から全国児に寄贈されてきました。先生をはじめ全
園児が大変有難がつていますが、同園では何もお礼を差
上げられないので大津弘毅士で御礼を申述べて下さいとの
申出がありました。ほんとうに有難いことです。

厚くお礼申し上げます。